

所管部課		市民環境部環境対策課		部長		木村 西	
件 名		東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 家庭廃棄物指定収集袋等に係る手数料の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項の規定により私人に委託しているが、この根拠法令が地方自治法に改められたことに伴い、規則の一部を改正するものである。 (1) 主な改正点 第36条の2第1項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。 (2) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。